

従業員の皆様へ 重要なお知らせ

＼1人あたり4万円！／

# 定額減税

## はじまります！

### ●定額減税ってなに？



物価がどんどん上昇してって・・・  
国民の負担が増加・・・

一刻も早く！負担を軽減しないと！

毎月の給与から引かれている  
税金から一定額減税される制度

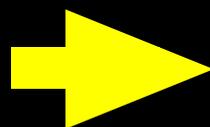
## つまり給与が増えます！



### ●月分給与

からスタートです！

具体的な制度内容や対象者は裏面を確認



# ●減税される額

減税額： 1人あたり **4万円**

 住民税 **1万円**

 所得税 **3万円**

## 【従業員本人（役員含む）】



令和6年分の住民税・所得税の課税対象の方

（給与から毎月住民税・所得税が引かれている方は対象です！）

## 【配偶者／扶養親族がいる方】



配偶者や扶養親族の方が、日本に住んでおり合計所得金額が48万円以下（給与収入：103万円以下）の場合は人数に含む

### 具体例）専業主婦の配偶者と子供2人がいる方

⇒ご自身含めて4名分が減税となるため、16万円が減税されます。

（住民税：-4万円、所得税：-12万円）

# ●自分の減税額はどこを見れば分かりますか？

 **住民税**

6月に配布する「住民税特別徴収税額通知書」の摘要欄にご自身の減税額が記載されています。

 **所得税**

6月支給分から毎月の給与（賞与）明細の左下欄外に毎月の減税額が記載されています。（自身の減税額を引ききったらそれ以降の月は通常通り徴収されます。）

# ●いつ時点の家族情報で判定されますか？

住民税は去年（令和5年）の情報、  
所得税は今年（令和6年）の5月時点で会社に届けている  
身上異動情報に基づいて判定されます。

※ 6月以降にお子様生まれる等で配偶者や扶養親族の人数に  
変動がある場合は、今年の年末調整で減税されますのでご安心ください。